

「自治体から問う共通番号制度」

（【 】内は資料集の頁）

**[1] 共通番号制度とは？**

**(1) 共通番号制度の目的**

- ・複数の機関に存在する個人の情報を同一人の情報であるという確認を行うための社会基盤 **【2頁】**
- ・「複数の機関に存在し、かつそれぞれに蓄積される個人の情報が同一人の情報であるという確認を行うための基盤が存在しない・・・国民一人ひとりの情報が生涯を通じて『タテ』につながる必要性や、・・・国民一人ひとりの情報が分野を超えて『ヨコ』につながる必要性が、この基盤なしには充足し難い」(大綱)3頁
- ・「番号制度は、国民が国や地方公共団体等のサービスを利用するための必要不可欠な手段となるという、いわば国民と国・地方公共団体等との間の新しい信頼関係を築く絆となるものであり、その前提として国や地方公共団体等が国民一人ひとりの情報をよりの確に把握するための仕組み」(「社会保障・税番号大綱」6頁)
- ・番号法の目的規定(第1条)＝税・社会保障のためという規定はない、何にでも使える識別番号識別する機能を活用し→効率的な情報の管理・利用・迅速な情報の授受、手続簡素化による負担軽減、本人確認の簡易な手段、行政分野におけるより公正な給付と負担の確保、行政運営効率化

**(2) 共通番号制度の仕組み【3～6頁】**

- 1) **3つの仕組み・・・付番(個人・法人)、情報連携(コアシステムとIF)、本人確認(カード)**  
住基ネットを基礎とした共通番号システム **【23～25頁】**

住民票コードを変換して個人番号(マイナンバー)付番

住民票コードを変換して情報連携用符号の生成、住基ネットからの4情報による紐付け

住基カードを引き継ぐ個人番号カード、本人確認のための住基ネットへの照会

- 2) **マイ・ポータル(情報提供等記録開示システム)・・・4つの機能【7頁】**

- 3) **特定個人情報保護委員会、特定個人情報保護評価、罰則強化【8～9頁、12頁】**

- ・政府の認識する「番号制度に対する国民の3つの懸念」への対応
- ・最高裁住基ネット判決の要件を満たす必要
- ・「仮に、様々な個人情報、本人の意思による取捨選択と無関係に名寄せされ、結合されると、本人の意図しないところで個人の全体像が勝手に形成されることになるため、個人の自由な自己決定に基づいて行動することが困難となり、ひいては表現の自由といった権利の行使についても抑制的にならざるを得ず(萎縮効果)、民主主義の危機をも招くおそれがあるとの意見があることも看過してはならない。」(「大綱」15頁)

**(3) 何に使うか【7頁、33頁】**

- 1) **利用事務(番号法第9条)**

- ・「個人番号利用事務」＝別表第一の事務(1項)＋地方公共団体が福祉・保健・医療その他の社会保障、地方税、防災に関する事務その他これらに類する事務で条例で定めるもの(2項)
- ・「個人番号関係事務」(3項)＝個人番号利用事務に対する民間等の届出などの手続きで記入
- ・激甚災害発生時の金銭の支払(4項)
- ・第19条第11号から第14号までのいずれかに該当して特定個人情報の提供を受けた者は、その提供を受けた目的を達成するために必要な限度(5項)

### ※別表第一で市区町村が個人番号を利用する事務の例

8 障害児通所関係事務／10 予防接種支給関係事務／12 身体障害福祉サービス関係事務／15 生活保護関係事務／16 地方税関係事務／19 公営住宅管理関係事務／27 学校保険安全援助関係事務／30 国民健康保険関係事務／34 知的障害福祉サービス関係事務／35 改良住宅管理関係事務／37 児童扶養手当関係事務／41 老人福祉関係事務／44 母子寡婦児童扶養関係事務／45 母子家庭自立支援給付関係事務／47 特別児童扶養手当関係事務／49 新生児関係事務／56 児童手当支給関係事務／63 中国残留邦人等支援給付関係事務／64 原子爆弾被害者支給関係事務／68 介護保険関係事務／70 感染症予防措置支給関係事務／84 障害者自立支援給付関係事務

※今後、省令により具体的に規定・・・パブコメを行う予定

### 2) 特定個人情報（個人番号をその内容に含む個人情報）の提供可能事務（番号法第19条）

1. 個人番号利用事務実施者が個人番号利用事務の処理のため
2. 個人番号関係事務実施者が個人番号関係事務の処理のため
3. 本人又はその代理人が個人番号利用事務等実施者に対し、当該本人の特定個人情報を提供
4. 地方公共団体情報システム機構が第14条第2項により個人番号利用事務実施者に機構保存本人確認情報を提供（＝最新の住所等情報の提供）

※第14条第2項 個人番号利用事務実施者（政令で定めるものに限る）は、個人番号利用事務を処理するために必要があるときは、住民基本台帳法第30条の9から第30条の12までの規定により、機構に対し機構保存本人確認情報の提供を求めることができる

※本人確認情報＝氏名＋生年月日＋性別＋住所＋住民票コード＋異動情報の6情報に、番号法整備法による住基法改正で「個人番号」が追加

5. 委託又は合併その他の事由による事業の承継
6. 住基ネットによる市町村から都道府県への本人確認情報（個人番号が追加）の通知
7. 情報提供ネットワークシステムによる提供（別表第二）

### ※別表第二で市区町村が情報提供者となる情報の例

生活保護関係情報／中国残留邦人等支援給付関係情報／地方税関係情報／住民票関係情報／児童扶養手当関係情報／障害児通所支援に関する情報／障害児生活支援に関する情報／医療保険給付関係情報／医療に関する給付の支給に関する情報／養育医療に関する情報／児童手当関係情報／介護保険給付関係情報／学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する情報／原子爆弾被害者支給関係情報／原子爆弾被害者介護手当支給関係情報／母子及び寡婦福祉法による母子家庭自立支援給付金関係情報／母子保健法による妊娠の届出に関する情報

8. 国税庁－都道府県－市町村の間で、国税・地方税に関する特定個人情報を提供（税連携）
9. 地方公共団体が条例により、当該地方公共団体の他の機関に、その事務を処理するために必要な限度で特定個人情報を提供（例：市長部局－教育委員会）。
10. 社債、株式等の振替に関する法律による社債等の発行者または他の振替機関等への提供
11. 特定個人情報保護委員会に、報告及び立入検査で求められて提供
12. 国会の審査・調査、訴訟手続その他の裁判所における手続、裁判の執行、刑事事件の捜査、租税に関する法律の規定に基づく犯則事件の調査又は会計検査院の検査、その他政令で定める公益上の必要があるとき

※その他公益上の必要があるときを定めた政令（2014年3月31日公布 平成26年政令第155号）

少年法、破防法、国際捜査共助法、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律、国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律、不正アクセス防止法、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律、無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律、犯罪収益移転防止法、国際刑事裁判所に対する協力法など、警察や公安機関をふくめ26項目に提供を認める

13. 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合において、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるとき（注：本人同意だけでは提供できない）
14. その他これらに準ずるものとして特定個人情報保護委員会規則で定めるとき

### 3) 民間・税社会保障以外・特定個人情報以外への利用拡大

- ・番号法第3条（基本理念）で「社会保障・税」以外の行政分野や民間への利用拡大、個人番号カードの行政事務以外での活用を規定
- ・番号法附則第6条で、法律の施行後三年を目途として、個人番号の利用及び情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の範囲を拡大、特定個人情報以外の情報の提供に情報提供ネットワークシステムを活用の検討、さらに適時にマイポータルの民間における活用を視野に入れた措置を規定
- ・医療（診療）情報への利用拡大・・・医療等分野の個別法の検討  
2012年9月12日「医療等分野における情報の利活用と保護のための環境整備のあり方に関する報告書」
- ・政府税制調査会にマイナンバー・税務執行ディスカッション・グループ設置（2013年11月8日）  
資産情報（預金、不動産等）への付番などの検討
- ・IT総合戦略本部新戦略推進専門調査会にマイナンバー等分科会設置（2014年2月21日）  
マイ・ポータルなど民間利用に向けた検討、6月までに中間取りまとめ

## [2] 自治体はどう関わるのか、何を求められているか

### (1) 番号法第5条（地方公共団体の責務）

「地方公共団体は、基本理念にのっとり、個人番号その他の特定個人情報の取扱いの適正を確保するために必要な措置を講ずるとともに、個人番号及び法人番号の利用に関し、国との連携を図りながら、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を実施するものとする。」

### (2) 自治体に求められている対応【13～15頁】

#### 1) 既存業務の番号対応の洗い出し・影響調査、実施体制整備

#### 2) 番号制度の根幹となる事務

- ・個人番号の付番（法定受託事務）、住民票への記載、住基ネットに追加、通知カード
- ・個人番号カード交付（法定受託事務）、公的個人認証の登録
- ・世帯情報の提供

#### 3) 情報連携のためのシステム改修・構築

- ・既存住基システム改修(平成26年度中)【16頁】
- ・地方税業務のシステムの改修【17～19頁】
- ・福祉関係業務(国保・年金・介護・児童・障害・生保など)のシステム(2015年12月までに改修)

・中間サーバー整備、住民情報の登録、情報提供ネットワークシステムとの接続【20頁】

#### 4) 団体内統合宛名システムの整備【20頁、26～28頁】

- ・住民登録外者のデータ・クレンジング(重複・不要データをなくす)
- ・個人番号・情報連携用符合との紐つけ

#### 5) 特定個人情報保護評価の実施【9～11頁、22頁】

- ・評価対象ファイルの確定、しきい値判断
- ・基礎項目評価→委員会に提出・公表
- ・重点項目評価→委員会に提出・公表
- ・全項目評価→パブリックコメント、第三者点検、委員会に提出・公表

#### 6) 条例改正【21頁】

- ・番号利用、情報提供、個人番号カード利用
- ・個人情報保護条例(外部結合制限規定等)、(住基プライバシー条例)
- ・個人情報審議会(特定個人情報保護評価実施)

#### 7) 独自利用の検討

個人番号利用、個人番号カード利用、自治体内の利用、マイ・ポータルの利用

#### 8) 職員の雇用者として、法定調書等への対応

#### 9) 区民周知、職員研修等

### [3] 何が問題になるか

#### 1) 住民の不安(3つの「懸念」等)にどう対応するのか

- ・国家管理への懸念・・・政令による公安・警察利用の問題、不正アクセス(中間サーバー集約化)
- ・プライバシー侵害への懸念・・・センシティブな個人情報の提供、住民の意図に反した利用の危険
- ・成りすまし等での不正利用・・・民間利用による被害拡大、住基カードでの不正取得例

#### 2) 自治体として番号制度にどう責任を持って取り組むのか

- ・共通番号制度の運用に責任をもつのは国か地方自治体か(責任分界点の曖昧さ)

「番号制度が国家的な情報基盤であることを踏まえると、原則的には国の責任において必要な措置を講ずるべきと考えているが、地方自治体が独自利用する場合は責任を負う」(杉並区)

- ・番号制度に提供した住民情報にどう責任をもつか

情報提供依頼を受けた際、自治体は住民情報を提供するか否かの判断に関与できるか。ストーカー事件等で住民票の閲覧制限のある人の情報も提供を拒めないか

「ストーカー等の被害はDV等支援として個人情報を保護する仕組みは別にあり、今回の番号法での情報連携ではそれについてだけ情報提供しないとか、特別なことは法的にはできない」(杉並区)

- ・地方税法第22条の守秘義務より情報提供義務が優先する【17頁】

地方税法第22条(秘密漏えいに関する罪)＝地方税に関する調査若しくは租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の規定に基づいて行う情報の提供のための調査に関する事務又は地方税の徴収に関する事務に従事している者又は従事していた者は、これらの事務に関して知り得た秘密を漏らし、又は窃用した場合においては、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

※地方公務員法では、一年以下の懲役又は三万円以下の罰金

### 3) 予算措置、経費の負担【29～30頁】、準備は間に合うか

- ・中間サーバー設計委託の遅れ（落札業者の契約辞退）、政令・省令の遅れ
- ・特別区長会 社会保障・税番号制度の円滑な導入のための緊急要望（2014年2月18日）

<http://www.tokyo23city-kuchokai.jp/katsudo/youbou.html>

- 1 既存システムの改修を含め、システムやネットワークの導入に係る費用については、財源を地方交付税によらず、国の責任において全額保障する措置を講じ、地方に新たな負担が生じないようにすること。
- 2 早期にシステムの仕様を公表するとともに、制度の導入・運用に関するガイドラインを示す等、速やかに情報提供を行うこと。
- 3 区市町村の事務軽減に配慮し、地方と十分協議するとともに、システム改修等の十分な準備期間を確保すること。
- 4 導入にあたって、混乱が生じることのないよう、国民への周知を徹底するとともに、個人番号カードの無償交付等により、普及促進を行うこと。
- 5 活用範囲の拡大は、情報セキュリティに配慮しつつ、国民の理解と合意形成を踏まえて行うこと。
- 6 土曜・休日等に開庁を行う区市町村窓口の事務に支障のないよう、関連するシステムの休日稼働及び稼働時間の延長を行うこと。

### 4) 住民、自治体にとってのメリットはどの程度あるのか

- ・添付書類の省略は庁内でできないのか

「税番号制度のメリットは国や地方公共団体でたとえば年金の申請で住民票が必要な場合に省かれたり、税証明を国に出すときに不要になったりとか、他団体とのつながりの中でメリットが生じてくる。一つの自治体内ではなく総合的に住民にとって便利になる」（杉並区）

- ・あらゆる個人情報にアクセスできるマイ・ポータルで、情報漏洩や成りすまし詐欺の危険はないか（本人と利害相反する代理人の利用、他人による代理操作等）

清原三鷹市長 マイ・ポータルで配慮すべき点（IT戦略本部マイナンバー等分科会3月27日資料3）

「代理人（世帯利用） 家族の情報を見ることは可能か、プッシュ型配信は誰にされるか

- ・住基世帯と国保世帯の相違
- ・DVの規制は完璧か？
- ・子どもがみられる場合、戸籍等情報で精神的負担が発生する可能性」

### 5) 住基ネットを基礎とした番号制度で住民票のない人へのサービスは？

- ・内閣官房に対する質問への回答（2013年10月）（やぶれっ！住基ネット情報ファイル）

実態に合った住民登録の届出ができない人にどのようにサービスを提供するか

「市町村で実態に合った届出をしてもらうよう住民に周知し適正な住民基本台帳の記録を」

「番号制度は現状で適法に行政サービスを利用している人が受けられなくなるものではない」

- ・外国人登録制度廃止で住民登録ができなかった人へのサービス提供

「住民票に移行しなかった人（約400人）へのサービスは、個々の事業により対応。番号制度になったからといってサービスが受けられないということではないと考えている」（杉並区）・・・「サービスを利用するための必要不可欠な手段」である個人番号とカードを持ってなくなるが？

『「正確な本人特定ができず、したがって、真に手を差し伸べるべき者に対するセーフティネットの提供が万全ではなく、不正行為の防止や監視が必ずしも行き届かない状況にある」（「大綱」3頁）』・・・番号制度につ

いて政府は、盛んに「真に手を差し伸べるべき者」を見つけることが可能になり社会保障給付の充実ができると宣伝してきました。しかし「真に手を差し伸べるべき者」にとっては、共通番号制度ができれば過酷な運命が待っています。まず住民登録がなかったり住民登録とは異なるところで生活せざるをえない人は、見つけてもらえなくなりサービスをますます受けにくくなります。「番号制度は、国民が国や地方公共団体等のサービスを利用するための必要不可欠な手段」(6頁)であり、それは住民登録＝住基ネットを基盤としているからです。住民登録ある人も根こそぎ個人情報を調べ上げられて「真に」手を差し伸べるべき者か否かを厳しく査定されることになります。そうやってサービスを受けられても、常に不正行為を行っているのではないかと疑って監視するのが共通番号制度です。」(『マイナンバーは監視の番号』(緑風出版 157頁))

## 6) 自治体の独自利用

住基ネットでは、住基カードの独自利用はことごとく失敗

## 7) 個人番号カード

- ・作成を地方公共団体情報システム機構に委託・・・顔写真データの保存管理、公安利用の危険
- ・成りすまし不正取得は防止できるか

住基カードの成りすまし取得や偽造(『マイナンバーは監視の番号』(緑風出版102～113頁))

- ・国の指示した方法で交付し、不正取得で被害が発生した場合の責任は国か、市町村か

「法定受託事務だが区の事務で一義的には被害が区の過失によって発生したときには区が責任を負うと考えている。国のしぼりは厳しく、国の指示どおりやって被害が生じた場合は、なんらか救済とかについて考えていくべきことと考えている」(杉並区)

## 8) 個人番号の通知、通知カードの送付

- ・通知カードは正しく本人に届くか(地方公共団体情報システム機構に委託、世帯単位の送付)  
DV被害者の通知カードが加害者である配偶者の手元に渡る危険(参院内閣委2013 5/21糸数)
- ・DV被害者、施設入所者等の「特別な事情により住民基本台帳に記載された住所に通知カードを送付することが適切でない者」をどのように判断するか。その情報を機構に送信することは個人情報の提供にならないか。「特別な事情はそれぞれあり、部署と連携して判断。国で具体的な場合、対応は決まっていない。送付先の情報を機構に提供することについて、特別な事情そのものを送信するわけではない、単にこちらに住んでいるという住所情報を提供するので個人情報の提供とは考えていない」(杉並区)・・・「住民票と異なる送付先」ということも個人情報では?
- ・住民情報を不正に入手したことによるストーカー殺人等の事件が多発している。共通番号制度により全国の広汎な機関に最新の住民情報を提供した場合、このような事件の発生につながらないか。「共通番号制度でDV等の新たに個人情報を出すわけではなく、それぞれの持っている個人情報をいかに適切に管理するか」(杉並区)・・・住基ネットからの提供先が拡大するが?

## 9) 特定個人情報保護評価

制度スタート時には、すべての自治体で第三者点検とパブコメを

## 10) 条例改正

- ・個人情報保護条例の規定への影響

番号法での一般法の読替規定部分は、条例改正が必要

自治体の独自規定への影響（外部提供、オンライン結合の制限規定等）

- ・住基ネットにおいて、漏洩・不正利用等の緊急時に自治体の判断で接続を停止する措置を規定した条例は、共通番号制度においてどのような規定をもうけることができるか

「自治体判断で接続を停止する規定について、法定受託事務の部分と自治事務の部分とが密接に混ざり合っている部分があるので、慎重に検討していきたい」（杉並区）

- ・自治体での利用事務をどのように規定するか

地方公共団体における特定個人情報の移転（「自治体職員のための番号法解説」（第一法規200頁）

分類	番号法上の事務	対応
同一地方公共団体内部の同一機関内での移転 (例) 知事・市長部局内	提供に該当しない	番号法9条2項の条例を定める
同一地方公共団体内の他の機関への移転 (例) 市長部局から教育委員会へ	提供に該当する	番号法19条9号の条例を定める
他の組織への移転 (例) 他の地方公共団体や行政機関へ	提供に該当する	番号法19条各号に該当しなければ、認められない

## 11) 情報連携システムの準備

- ・中間サーバー【20頁、31～32頁】

どのような住民情報を記録保存するか

総務省の「クラウド化」構想＝全国2か所への共同化集約化を利用するか。

全国の住民情報を一括して管理するのは、国家がテロ対策の捜査などの名目で不正アクセスする危険があるのではないか・・・特定秘密保護法での利用

- ・「統合宛名システム」【20頁、26～28頁】

住民登録外者をふくめたシステム（法に規定のない自治体独自のシステム）

宛名番号と個人番号・符号を紐付け＝重複者・不要者データの整理（データ・クレンジング）

- ・全住民を正しく個人番号と「紐付け」できるか、住民登録外者への付番は？

- ・システム開発にあたり、委託業者が再委託することを認めるか

番号法第10条では、委託元の許諾がなければ再委託はできないことになっている。個人情報漏洩事件は、しばしば再委託先、再々委託先から起きている。

## 12) 地方自治（住民自治・団体自治）はどうなっていくか

- ・住民情報を国等が自由に利用していく

地方公共団体情報システム機構から国等の機関への本人確認情報の提供

住基ネットでは、都道府県から提供（指定情報処理機関に委任）

- ・自治体情報のクラウド化

住民情報処理の標準化－民間委託化

日本公共サービス研究会（幹事区 足立区）

専門・定型業務（戸籍・住民基本台帳事務、会計・出納、窓口業務など）の外部委託化

- ・特定個人情報利用にあたっての本人同意は原則不要

これで「国民の権利を守り、国民が自己情報をコントロールできる社会」が実現できるか